

鈴鹿F1日本グランプリ開催に伴うタクシーの営業区域外旅客運送について

1. 要旨

2026年3月の鈴鹿F1日本グランプリ開催に伴い、タクシー輸送力を増強するため、隣接交通圏のタクシー事業者による営業区域外旅客運送が必要であることについて、協議を行うもの。

2. 営業区域外旅客運送の制度(別紙参照)

一般旅客自動車運送事業者は、営業区域外旅客運送(発地及び着地のいずれもがその営業区域外に存する旅客の運送)をしてはならないとされている。

ただし、法定協議会等において協議が調うなど、道路運送法第20条第2号などに該当する場合は、営業区域外旅客運送が可能となる。

3. 協議事項

(1) 営業区域外旅客運送の必要性

2025年4月に開催されたF1グランプリの来場者数は、3日間で約26万6000人であり、2009年以降過去最多を更新した。このうちインバウンド客は、前年比160%の約8万人と大幅に増加している。(「鈴鹿F1日本グランプリ地域活性化協議会」資料より)

2026年3月に開催される予定のF1日本グランプリにおいても、多くの観戦者が鈴鹿サーキットを訪れるため、会場周辺の交通は極度に集中し、特にレース終了後の時間帯において、タクシー乗り場の大規模な混雑が予想される。

タクシー乗り場については、2023年の大会から専用乗り場を確保して混雑の緩和を図っているが、インバウンド客を中心にタクシー利用を希望する旅客は多く、北勢交通圏のタクシー事業者のみでは十分な旅客輸送ができない可能性も指摘されている。

北勢交通圏のエリア内では、12のタクシー事業者により444台の車両が保有されているが、近年の運転者不足等により現実の稼働率は約65.7%となっており、供給が可能な余剰車両は必ずしも多くない。(令和6年度輸送実績報告書より)

タクシー事業者による勤務シフトの工夫等により平時の輸送には対応しているものの、一時的に増加する需要に速やかに対応することには限界がある。

こうしたことから、タクシー輸送力を増強するため、隣接交通圏のタクシー事業者による営業区域外旅客運送を実施することにより、旅客の待ち時間の短縮を図ることができる。

(2) 対象地域

鈴鹿市(北勢交通圏内)

(3) 区域外輸送を行う事業者及び車両数

「津交通圏」「伊賀交通圏」に営業所が存在するタクシー事業者

株式会社三交タクシー、共和タクシー有限会社、つタクシー有限会社、
三重第一交通株式会社、久居交通株式会社、三重近鉄タクシー株式会社、
有限会社中川タクシー、新堂タクシー株式会社、株式会社一志運輸、
相互タクシー株式会社、河芸タクシー有限会社、安全タクシー三重株式会社、
株式会社キタモリ(順不同)から 計20台程度※の応援を見込む

※過剰な応援車両の流入は鈴鹿市内の道路渋滞を招くこと、また、「津交通圏」「伊賀交通圏」の
タクシー事業者にも応援可能な車両数に限りがあることを踏まえて調整中。

(4) 期間

2026(令和8)年3月27日(金)、28日(土)、29日(日)

5. <参考>2025大会のタクシー輸送の状況

区域外3事業者及び近鉄タク・三交タクの区域外2営業所から拠出

運 行 日	拠出両数	運行回数	行 先		
			市内	県内	県外
4月4日(金)	15両	83回	44%	33%	23%
4月5日(土)	17両	113回	32%	40%	28%
4月6日(日)	19両	131回	22%	33%	44%
合 計	51両	327回	—	—	—

・利用者数は3日間合計で800~850人

来場者数、タクシー利用者数は例年より多かったが、対応時間は短縮した。

例年:21時過ぎ → 2025大会:20時~20時30分

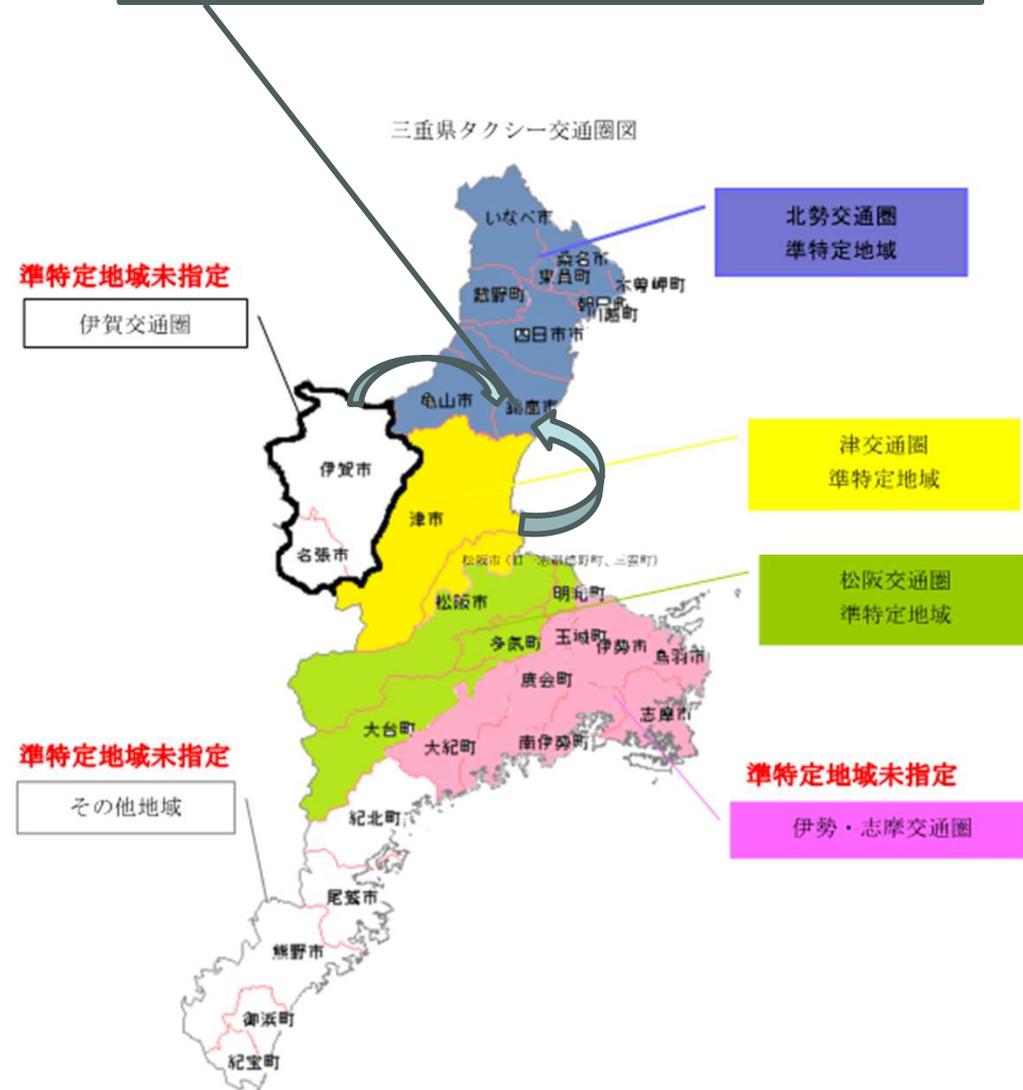
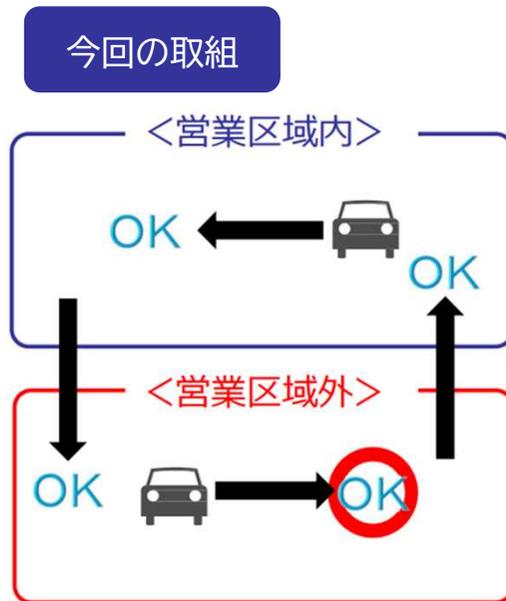
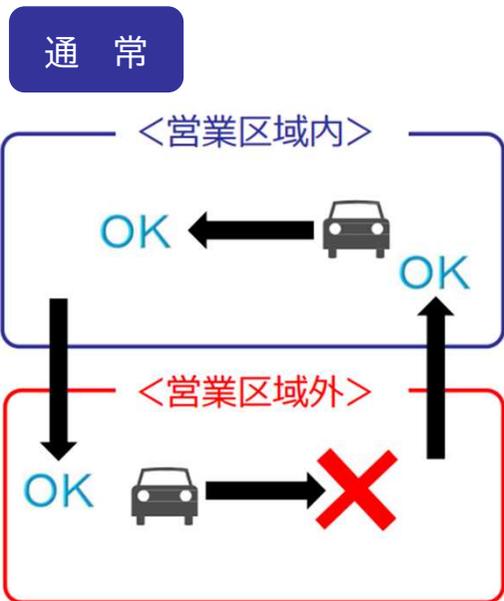
6. <参考> 並行して実施される対策

本議案に係るタクシーの営業区域外旅客運送のほか、昨年度に引き続き、タクシー事業者による乗合輸送も検討中。(今年度は鈴鹿サーキット⇄白子駅西、鈴鹿サーキット⇒名古屋駅を予定)

1台の車両に複数の旅客が乗り合わせるにより、さらなる混雑解消も期待される。

タクシーの営業区域外旅客運送とは

- ・原則、営業所がある地域に営業区域は限定されています。
- ・乗車地と降車地のどちらもが営業区域外にある運送はできません。
- ・ただし、一時的な輸送需要量の増加が見込まれる地域において、当該地域の一部又は全部を営業区域とする一般旅客自動車運送事業者による供給輸送力では当該増加に対応することが困難な場合として、法定協議会等において協議が調った場合は、他の営業区域から応援に行くことが可能となる。



参照条文 (営業区域外旅客運送)

○道路運送法 (禁止行為)

第二十条

一般旅客自動車運送事業者は、発地及び着地のいずれもがその営業区域外に存する旅客の運送(路線を定めて行うものを除く。第二号において「営業区域外旅客運送」という。)をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 災害の場合その他緊急を要するとき。

二 地域の旅客輸送需要に応じた運送サービスの提供を確保することが困難な場合として国土交通省令で定める場合において、地方公共団体、一般旅客自動車運送事業者、住民その他の国土交通省令で定める関係者間において当該地域における旅客輸送を確保するため営業区域外旅客運送が必要であることについて協議が調った場合であつて、輸送の安全又は旅客の利便の確保に支障を及ぼすおそれがないと国土交通大臣が認めるとき。

○道路運送法施行規則

(営業区域外旅客運送の禁止の特例)

第十八条の二

法第二十条第二号の国土交通省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)第二条第一項に規定する過疎地域その他の交通が著しく不便な地域において、当該地域の一部又は全部を営業区域とする一般旅客自動車運送事業者による輸送が困難な場合

二 一時的な輸送需要量の増加が見込まれる地域において、当該地域の一部又は全部を営業区域とする一般旅客自動車運送事業者による供給輸送力では当該増加に対応することが困難な場合

(法第二十条第二号の関係者)

第十八条の三

法第二十条第二号の国土交通省令で定める関係者は、地域公共交通会議又は協議会の構成員とする。